

(別紙)

本件クレーム対比表

1 特許請求の範囲

本件当初発明	本件訂正発明	本件再訂正発明
<p>複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、 前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた照射装置であって、 電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、 前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の公倍数としている照射装置。</p>	<p>複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、 前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた、<u>ライン状の光を照射する照射装置</u>であって、 電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、 前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の<u>最小公倍数</u>としている照射装置。</p>	<p>複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、 前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた、<u>ライン状の光を照射する照射装置</u>であって、 電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、 前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の<u>最小公倍数</u>とし、 <u>複数の前記LED基板を前記ライン方向に沿って直列させてある照射装置。</u></p>

2 構成要件の分説

	本件当初発明	本件訂正発明	本件再訂正発明
A	複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、	複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、	複数の同一のLEDを搭載したLED基板と、
B	前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた照射装置であって、	前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた、	前記LED基板を収容する基板収容空間を有する筐体とを備えた、
C		<u>ライン状の光を照射する照射装置</u> であって、	<u>ライン状の光を照射する照射装置</u> であって、
D	電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、	電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、	電源電圧とLEDを直列に接続したときの順方向電圧の合計との差が所定の許容範囲となるLEDの個数をLED単位数とし、
E	前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の公倍数としている	前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の <u>最小公倍数</u> としている	前記LED基板に搭載されるLEDの個数を、順方向電圧の異なるLED毎に定まるLED単位数の <u>最小公倍数</u> とし、
F			<u>複数の前記LED基板を前記ライン方向に沿って直列させてある</u>
G	照射装置。	照射装置。	照射装置。